

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成30年度第3回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	平成31年2月7日(木) 午後1時30分～午後1時50分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎ 岩崎恭彦、小山利郎、高畑明弘、山本清已、中村久仁子、尾崎俊介、池浦富貴子 (◎会長) (事務局) 総務部長 三宅義則、人事・行政・財務担当参事 内山次生、職員課長 松本健、職員課長補佐 尼子宗成、職員課給与厚生係長 小山賢司
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事
2. その他

議事録

別紙

平成 30 年度第 3 回特別職報酬等審議会議事録

平成 31 年 2 月 7 日 午後 1 時 30 分
市役所議会棟 2 階第 3 委員会室

【出席委員】岩崎会長、小山委員、高畑委員、山本委員、中村委員、尾崎委員、池浦委員

【欠席委員】伊藤委員

【事務局】三宅総務部長、内山人事・行政・財務担当参事、松本職員課長、尼子職員課長補佐、小山給与厚生係長

【議事録】

（事務局：松本）それでは定刻になりましたので、ただいまより第 3 回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。なお、伊藤委員につきましては、御欠席でございます。

本日の出席委員は 8 名中 7 名で、委員の過半数の出席がありますので、本審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、議事進行につきましては岩崎会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（会長）皆様、本日もよろしくお願ひいたします。前回、前々回と御議論いただきまして、本日は答申案が上がってまいりました。この答申案について本日は御審議いただき、文字ですとか文章ですとか、その辺りも含めて、答申案を確定させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。では、事務局から答申案について説明をお願いします。

（事務局：小山）本日は伊藤委員が御欠席でございますが、伊藤委員にはこの答申書の案を先に送らせていただいております。何か御意見がありましたら御連絡をいただきたいと思います。特にお願ひはいたしません。

では、答申書の案につきまして、課長から朗読をさせていただいた後に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

（事務局：松本）それでは、お配りさせていただきました答申案につきまして、朗読をさせていただきます。

平成 31 年 2 月 14 日、松阪市長 竹上真人様。

松阪市特別職報酬等審議会会長 岩崎恭彦。特別職の報酬等の額について、答申案。

平成 31 年 1 月 29 日に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、慎重に審議を重ねた結果、現行の月額で据え置くことが適当であるとの結論に達しました。

また、期末手当の支給割合についても据え置くことが適当であるとの結論に達しましたので、別紙審議経過を付して答申します。

別紙のほうをお願いいたします。

当審議会は、市長の諮問の趣旨を踏まえて、市財政の現状、県内各市及び類似団体の市長等の給料及び議員報酬の状況、議員活動の状況、これまでの特別職報酬の改正経過等を判断材料とし、現下の社会経済情勢も認識した上で、特別職の職務への対価として、現行の「議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額」が適正かどうかの審議を行ったものである。

審議は3回に及び、第1回では、事務局から資料の説明、委員である第三銀行経済研究所長から地域経済の動向についての説明があり、それらに対する質疑応答を行った。

第2回で本格的な審議に入ったが、まず、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の給料額をどのように考えるか、現在の松阪市の財政状況や地域経済の動向をどのように考えるか、また、民間給与との較差に基づく給与改定という点においては人事院勧告の動向も注視することが重要であることから、昨年8月の人事院勧告なども考慮した上で、給料額を改定する必要があるのかを議論した。

他団体との比較においては、特に県内の人口規模が類似する他市と比べると、市長等の給料額の水準がやや低くなっていることから、同程度の水準に引き上げることが望ましいとする意見が出された。一方で、市の財政状況について、これまで健全な財政運営に努められてきたことが認められるものの、平成30年度、31年度において、市立小中学校への空調設備・トイレ改修整備や鎌田中学校校舎改築事業、北部学校給食センター整備事業等、合併特例事業債を活用した大型投資事業の集中実施により、財政に短期的な影響が出ること、また、合併算定替え終了により地方交付税が減額していくこと、高齢化社会の進展に伴う社会保障費の増大や公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が見込まれていることから、中長期的にも先行きが厳しいとみられること、さらに昨年の人事院勧告では俸給表が平均0.2%引き上げられたものの等級の高い層においては400円の引上げにとどまっていること等から、現行のまま据置きとすることが望ましいとする意見も出された。委員からの意見の数としては、据置きの意見が引上げの意見をわずかに上回り、最終的に委員全員の同意により「据置き」が適当であるという意見でまとまった。

次に、議員の報酬の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の報酬額をどのように考えるか、議員の職務、職責についてどう考えるか、市の財政状況や地域経済の動向、人事院勧告等を考慮した上で、報酬額を改定する必要があるのかを議論した。

その中で、議員の報酬の水準を他県類似団体と比較した場合に、市長等の場合より相対的にやや見劣りがみられ、また、議員は市民の代表として市政に対し重い責任を負っている中で、全国的になり手不足の問題が指摘されているところであり、議員という職をより魅力ある職としていくためには報酬面での配慮を検討することも必要ではないかといった意見も出された。しかしながら、全般的には、市長等の給料額とは別途考えなければならないような特別な事情は認められず、それと同様に考えるべきではないかとの意見が多数を占め、「据置き」が適当であるという結論に達した。

以上の経過から、当審議会として「議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額」については、据置きとすることが適当としたものである。

最後に、市長等及び議員の期末手当の支給率について、同様に審議を行った。

複数の委員から、昨年の人事院勧告における一般職の期末勤勉手当の支給割合の改定に準拠したかたちで引き上げてはどうかという意見が出されたものの、県内他市において特別職の期末手当の支給割合の改定を今年度行っていない市が半数程度あり、また市長等の給料額における審議の中でも挙げられたように、市の財政の見通しが短期的にも中長期的にも厳しい状況にあることから、支給割合についても据え置くことが望ましいという意見が引上げの意見をわずかに上回り、最終的に市長等及び議員の期末手当の支給月数についても「据置き」が適当であるという意見でまとまった。

なお、本答申書の内容については、第3回において委員全員が確認して作成を行ったものである。以上でございます。

（事務局：小山）皆様方の御協力によりまして、市長から諮問を受けたことについて、前回まで御審議いただいたわけですが、据え置くことが適当という結論を出していただきましたので、審議の中での御意見を基に、答申案を作成させていただきました。

答申案の構成についてですが、まず答申書には、今回諮問を受けた件について結論を記載しております。

別紙として「審議経過」を、本日を含め3回の審議を行ってきたこと、また報酬等の適正額を判断するに当たっては、現在の社会経済情勢や市の財政状況及びその推移、特別職の職責、報酬等の額を他の自治体と比較するなどして、総合的に判断したことを述べた上で、会議の中でいただいた御意見をまとめさせていただきました。

多様な御意見をいただきましたが、同趣旨の御意見については集約させていただき、文章にしております。また、答申でございますので、細かい数字などについては省略しておりますので、御了承ください。

次に特別職の期末手当の支給月数について、併せて審議を行ったことを記載しております。本日の審議といたしましては、この答申案の語句や言い回しなどについて、御意見を頂戴いただければと思います。よろしく願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございます。ということでございますが、委員の皆様いかがでしょうか。字句や文言等でお気づきになられたところなどもございましたら御指摘いただければと思います。

(委員) 内容的にはこれでよろしいかと思うんですけども、ちょっと表現の問題、気になるところがあります。まず答申案のところ、下から2行目に、「また、期末手当の支給割合」という表現というのがあります。ところが、こちらの審議会の審議経過の裏側ですね。2段落目ごろ、「最後に市長等及び議員の期末手当の支給率」という表現になっています。その2つ下は、「期末手当の支給割合」という表現になって、更に3つぐらい下は「期末手当の支給月数」という表現にそれぞれなっているんですけど、これは何か使い分けている意味がございますのでしょうか。

(事務局：小山) 申し訳ございません、特に使い分けの意図はございません。

(委員) 統一しておいた方がいいんじゃないかというのが私の感想です。

(会長) ありがとうございます。どの表現に統一するのがよろしいですか。諮問自体にはないわけですよ。

(事務局：小山) すいません、市の予算書の表現として「支給率」という表現を使っておりますので、「支給率」でお願いできればと思います。

(会長) はい。では、支給割合、支給月数という表現出てきたところは、いずれも支給率に統一していただくということですね。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、改めて訂正が必要な箇所を事務局から確認をいただいて、その上で、答申書をお渡しいただく日付で答申ということなんです。

(事務局：小山) はい。

(会長) 分かりました。では、訂正箇所を改めて御確認いただいていいですか。

(事務局：小山) はい。まず答申書の本体のほうですね。これの2段落目の「また、期末手当の支給割合」とあるのを、「支給率についても据え置く」というふうに変えると。それから、審議会の審議経過の裏面の、12行目ですかね、「複数の委員から」で始まるところですが、その行末の「期末勤勉手当の支給割合の改定」とあるのを「支給率の改定」というふうに変えるのとですね。それから、

その1行下の「特別職の期末手当の支給割合の改定」とあるのを「特別職の期末手当の支給率の改定」と、それから、その3行下の最後の「支給割合についても据え置くことが望ましい」とあるのを「支給率についても据え置くことが望ましい」。それから、次の行の真ん中から先の「議員の期末手当の支給月数についても据置き」とあるのを「議員の期末手当の支給率についても据置き」というふうに変更ということによろしいでしょうか。

(会長) はい、ありがとうございます。では、今の点、修正を加えていただいた上で、皆様から御異論ございませんでしたら、答申を確定とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

賛同の声あり

(会長) はい、ありがとうございます。それではこれで答申とさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、全体を通して、委員の皆様から何かございますでしょうか。本日で本年度の審議会は終了となりますので、また今年度の審議における課題ですとか、次年度へ向けた宿題などございましたら、御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では事務局から、その他ございましたらお願いいたします。

(事務局：小山) はい。どうもありがとうございました。本日の御意見を参考にいたしまして、最終の答申をまとめました上で、来週の2月14日の木曜日に、会長代理から市長に提出する予定となっております。

なお、これまで3回の審議会の議事録につきましては、後日各委員の皆様へ御送付させていただきますので、御確認をお願いいたします。またその後、松阪市のホームページ上に公表させていただく予定となっておりますので、皆様、御了解の程よろしく賜りたいと思っております。

(会長) はい、ありがとうございます。答申書の市長へのお渡しについては、小山委員に御足労をおかけいたしますが、どうぞよろしくをお願いいたします。では、本日の議事をすべてし終えましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局：松本) 短期間の中にこのように答申をまとめていただきまして、ありがとうございました。これもちまして、第3回松阪市特別職報酬等審議会を終了させていただきたいと思います。どうも本日はありがとうございました。